

添付法令資料 3 :

環境汚染防止のために使用される機器及び原料の輸入に対する輸入関税免除に
関する2024年5月20日付インドネシア共和国財務大臣規則No.32 (目次)

同年8月5日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	輸入関税免除 (第2条及び第3条)
第3章	申請提出手続 (第4条ないし第7条)
第4章	税関申告 (第8条)
第5章	禁止事項又は制限事項 (第9条)
第6章	機器及び／又は原料の使用及び報告
第1節	機器及び／又は原料の使用 (第10条)
第2節	機器及び／又は原料の報告 (第11条)
第7章	関税に係る義務の処理 (第12条)
第1節	機器の譲渡 (第13条ないし第16条)
第2節	再輸出 (第17条及び第18条)
第3節	廃棄 (第19条ないし第21条)
第7章 (原文ママ)	モニタリング及び評価 (第22条)
第8章	監査 (第23条)
第9章	雑則 (第24条)
第10章	経過規定 (第25条)
第11章	終則 (第26条及び第27条)